

【 工 事 】

[標準様式例6-2]

((第1回) 最終) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和6年8月9日
契 約 業 者 名	フジタ道路（株） 首都圏支店
契約業者の住所	東京都中央区晴海一丁目8番10号
工 事 の 名 称	R5国道4号東埼玉道路松伏地区改良舗装工事（第1回変更）
工 事 場 所	自）埼玉県北葛飾郡松伏町下赤岩 至）埼玉県北葛飾郡松伏町松伏
工 事 種 別	一般土木工事
工 事 概 要 (変更した内容について記述する)	道路土工 1式 法面工 1式 舗装工 1式 排水構造物工 1式 縁石工 1式 防護柵工 1式 標識工 1式 区画線工 1式 道路照明設備工 1式 情報ボックス工 1式 構造物撤去工 1式 仮設工 1式
工 期 （ 自 ）	令和6年3月7日
工 期 （ 至 ）	令和6年12月6日
契約前の変更金額	¥260,040,000
変 更 金 額	増 ¥51,920,000
変更後の契約金額	¥311,960,000
変 更 理 由	1. 道路土工 関係機関協議の結果、県道の付け替え道路の早期整備の必要性が生じたため掘削工、路体盛土工、法面整形工を増工する。 2. 法面工 関係機関協議の結果、県道の付け替え道路の早期整備の必要性が生じたため、植生工、路側妨草工を増工する。

3. 舗装工

関係機関協議の結果、県道の付け替え道路の早期整備の必要性が生じたため、アスファルト舗装工（県道部）、アスファルト舗装工（取付部）を増工する。

4. 排水構造物工

関係機関協議の結果、県道の付け替え道路の早期整備の必要性が生じたため、作業土工、側溝工、横断函渠工、函渠工、集水枡・マンホール工を増工する。

5. 縁石工

関係機関協議の結果、県道の付け替え道路の早期整備の必要性が生じたため、縁石を増工する。

6. 防護柵工

関係機関協議の結果、県道の付け替え道路の早期整備の必要性が生じたため、路側防護柵工を増工する。

7. 標識工

関係機関協議の結果、県道の付け替え道路の早期整備の必要性が生じたため、大型標識工を増工する。

8. 区画線工

関係機関協議の結果、県道の付け替え道路の早期整備の必要性が生じたため、区画線工を増工する。

9. 道路照明設備工

関係機関協議の結果、県道の付け替え道路の早期整備の必要性が生じたため、作業土工、照明灯基礎設置工、配管・配線工を追加する。

10. 情報ボックス工

関係機関協議の結果、県道の付け替え道路の早期整備の必要性が生じたため、作業土、管路工（管路部）、バドホル工を増工する。

11. 構造物撤去工

関係機関協議の結果、県道の付け替え道路の早期整備の必要性が生じたため、防護柵撤去工、標識撤去工、道路付属施設撤去工の追加、構造物取壊し工、運搬処理工を増工する。

12. 仮設工

関係機関協議の結果、県道の付け替え道路の早期整備の必要性が生じたため、交通管理工を増工する。

13. 工期

工期は、84日間延長し、令和7年2月28日までとする。

※（第〇回、最終）は、途中変更契約の場合は「第〇回」に〇印をつけ変更の回数を記入する。最終変更の場合は「最終」に〇印をつける。